合　　意　　書

　　（法人名）　　　　　　　（以下、「甲」という。）と一般財団法人 日本文化用品安全試験所（以下、「乙」という。）は、甲に対して消費生活用製品安全法（以下、法という。）第１２条に規定する特別特定製品の適合性検査の証明書の交付までの業務（以下、認証という。）を乙が決定するに際し、甲、乙合意の下に、次のとおり合意書を締結する。

（適用）

第１条　本合意書は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下、省令という。）第3条に規定する技術上の基準、ＰＳＣマークの表示等の維持等に係る事項に適用する。

（合意書の効力）

第２条　本合意書の効力は、次のとおりとする。

一　ライターにおいては、本合意書の締結日から３年間とする。

二　乳幼児用ベッドにおいては、本合意書の締結日から１０年間とする。

（認証要求事項の管理）

第３条　甲は、乙から認証要求事項に関する変更の連絡をうけたときは、適切に変更しなければならない。

（当該特別特定製品の継続的な品質の維持管理）

第４条　甲は、乙から認証された当該特別特定製品ついて、法第１１条（基準適合義務等）に規定する技術上の基準の要求事項を継続的に適合するよう維持管理しなければならない。

（現地審査への便宜の供与）

第５条　甲は、乙が当該特別特定製品の現地審査を行うための次の必要な事項について、便宜の供与をしなければならない。

一　施設への立ち入り

二　文書の調査

三　記録の閲覧

四　機器・設備の調査

五　関連要員への接触

六　苦情の調査

　七　その他現地審査に必要な事項

（認証に関する表明）

第６条　甲は、認証に関する表明をする場合、乙が認証した範囲で表明しなければならない。

２　甲は、乙の評価を損なうような認証の使い方（表示）をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると乙が考えるような認証に関する表明を行ってはならない。

（宣伝・広告等の取扱い）

第７条　甲は、宣伝・広告物、文書、パンフレットなどの媒体で認証について言及する場合、乙の要求事項に従わなければならない。

２　甲は、認証の一時停止、取消し又は有効期限が終了した場合、認証に言及している

全ての宣伝・広告等の使用を中止しなければならない。

（適合証明書の取扱い）

第８条　甲は、適合証明書の写しを他者に提供する場合、適合性検査証明書の全部を複製

して提供しなければならない。

（PSCマーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲）

第９条　甲は、乙が交付した適合証明書の発行日から当該特別特定製品の本体へのPSCマーク等の表示の使用について許諾されるものとする。なお、PSCマーク等の表示の使用許諾の期間は、消費生活用製品安全法施行令第７条に基づく以下の期間とする。

　一　ライターは適合証明書の発行日から3年間とする。

　二　乳幼児用ベッドは、適合証明書の発行日から10年間とする。

２　甲は、PSCマーク等の表示の使用について責任を有する。

３　甲は、乙が認証した当該特別特定製品にPSCマーク等の表示を使用する場合、当該特別特定製品が省令技術上の基準に適合することを甲が実施する試験又はその他適切な方法によって確認しなければならない。

４　甲は、乙が認証した当該特別特定製品にPSCマーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

（苦情）

第１０条　甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合又は重要であると甲が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない

２　甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたらなければならない。

（変更届け）

第１１条　甲は、認証要求事項に適合する能力に影響を与える次の変更について、遅滞なく乙へ通知しなければならない。

一　法律上、商業上、組織上又は所有権の変更

二　組織及び代表者の変更

三　該当特別特定製品又は生産方法に対する変更

四　連絡先及び生産する事業所の変更

五　品質マネジメントシステムの重大な変更

２　甲は、法第７条及び第８条に該当した場合、所轄官庁へ遅滞なく届け出しなければならない。

（機密の開示）

第１２条　乙は、法律に基づいて機密の開示を求められたときは、開示前に甲へ開示事項について甲へ通知するものとする。

（本合意書に定めていない事項）

第１３条　本合意書に定めていない事項及び本合意書の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は法令及び慣習に則り誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

本合意書の締結の証として本合意書二通を作成し、甲、乙各自捺印の上、その一通を保有する。

年　　月　　日

甲：（住　所）

　 （法　人　名）

　（代　表　者　名）　　　　　　　　　　　　　　印

乙：東京都墨田区東駒形四丁目２２番４号

　　一般財団法人　日本文化用品安全試験所

　　　理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　印